

## 障害者である職員の任免状況について（令和3年6月1日現在）

当広域連合におけるに障害者である職員の任免に関する状況は、以下のとおりです。

- 1 職員の総数  
414.0人
- 2 除外職員の総数（消防吏員）  
396.5人
- 3 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数  
17.5人
- 4 障害者の数  
0.0人
- 5 実雇用率  
0.0%
- 6 不足数  
0.0人

（注）

- 1 上記1、2の「職員総数」及び「除外職員の総数」については、常時勤務する職員を1人、短時間勤務職員を0.5人で計上しています。
- 2 上記3の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 上記6の「不足数」とは、上記3の職員数に法定雇用率（2.5%）を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から上記4の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。